

桑名市告示第201号

桑名市り災証明書等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月4日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市り災証明書等交付要綱の一部を改正する告示

桑名市り災証明書等交付要綱（令和元年桑名市告示第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市罹災証明書等交付要綱

第2条第3号中「り災者」を「罹災者」に改める。

第3条第1号中「り災」を「罹災」に、「罹災」を「罹災」に改め、同条第2号中「り災」を「罹災」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第5条から第8条までの規定中「り災」を「罹災」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条、第6条関係）

罹災証明願兼罹災証明書

申請者	世帯主住所					
	(フリガナ) 世帯主氏名					
	現在の連絡先					
世帯構成員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家：所有者又は管理者名：
浸水区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（ 第 号 ）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

桑名市長



※ 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して、60日以内に、市長に対し再調査の申請をすることができます。

様式第2号中「り災」を「罹災」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。